

治験関連業務に係るサービスの取扱いについて

平成 10 年 9 月

平成 21 年 11 月

平成 24 年 4 月改正

1 サービスの区分について（公務・公務外の区別）

<企業主導治験の場合>

治験契約期間中は公務、契約期間外は公務外とする。

（ただし、治験調整医師等については全て公務外とする。）

区 分		治験責任医師 治験分担医師	治験調整（総括）医師 世話人等
契 約 前	プロトコール研究会 開始時説明会等	公 務 外	公 務 外
契 約 期 間 中	症 例 検 討 会 中 間 検 討 会 結 果 報 告 会 論 文 執 筆 講 演 等	公 務	
契 約 後	結 果 報 告 会 等	公 務 外	